

心がけよう

空き地の適正な管理

空き地で竹や草木が生い茂り、近隣の住民から数多くの苦情が寄せられています。
私有地は、所有者の責任で管理しましょう。

除草などを定期的に

土地の所有者や管理者は、近隣の住民に迷惑がかからないよう、定期的に除草や枝切り、刈り取り後の草木の処分などを行います。

土地の管理をしないと

● 伸びた草や枝木が隣地に入り、種子や花粉が飛んで洗濯物を汚したりするなど、近隣に迷惑をかけてしまいます。
● 枯れた草や木をそのままにしておくと、火災の危険があります。

● ごみの不法投棄場所にされてしまうことがあります。捨てた人が分からない場合は、土地の所有者や管理者がごみを処分しなければなりません。
● 蜂や毛虫などの害虫が発生し

やすくなったり、有害鳥獣がすみ着いたりすることがあります。

● 道路の見通しが悪くなるなど、交通の妨げになり大変危険です。

隣接している私有地の草木などで困っているときは

原則、土地の所有者以外の人
が除草や枝切りなどをすることはできないため、土地の所有者や管理者と話し合い、当事者間で解決する必要があります。

土地の所有者が分からない場合は、法務局の土地登記簿や、税務課の土地台帳で確認することができま

問い合わせ先

環境課環境政策班

☎ 62・5328

自宅でもしものときのために

緊急通報装置を貸し出しています

緊急通報装置は、高齢者が急病などの緊急時に、ボタンひとつで相談センター（立山科学株式会社）に通報が入る装置です。24時間いつでもつながり、状況に応じて救急車の要請や、緊急連絡先の協力員に連絡します。看護師などが常駐しているので、健康相談なども受けられます。

対象／65歳以上の1人暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯 ※働いている人や、別棟・隣家に身内が居住している場合は対象外。申し込みには、緊急時に駆け付ける人の登録が必要です。

費用／1か月当たり上限4,290円 ※所得に応じて決定されます。所得税非課税の人は無料です。

緊急通報装置と連動した装置

火災などのトラブルが発生したときに、相談センターに

速やかに通報するため、緊急通報装置の貸し出しと併せて次の装置を設置します。

●火災警報器

寝室に煙式、台所に熱式の警報器を各1個設置します。寝室が2階にある場合は、階段上部にも煙式を設置します。火災が発生したときに、相談センターが通報を受信して消防車の出動を要請します。

●人感センサー

人の熱で動きを感知するセンサーを設置します。設定した時間に、人の動きを感知できないなどの異常を検知すると、相談センターが通報を受信して協力員などへ駆け付けを依頼します。

申し込み・問い合わせ先

高齢者福祉課高齢者班（☎62-5350）

通報の流れ

